

審査基準（国外犯罪被害弔慰金等の支給についての裁定）新旧対照表

(新)
審査基準

平成 30年 4月 1日作成

(旧)
審査基準

平成 28年 11月 30日作成

法令名：国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律
根拠条項：第11条第1項
処分の概要：国外犯罪被害弔慰金等の支給についての裁定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
<p>法令の定め：</p> <p>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第2条（定義）、第3条（国外犯罪被害弔慰金等の支給）、第4条（国外犯罪被害弔慰金等の種類等）、第5条（遺族の範囲及び順位）、第6条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる場合）、第7条（支給の制限）、第8条（国外犯罪被害弔慰金等の額）、第9条（裁定の申請）、第11条第2項及び第3項（裁定等）、第13条第1項及び第3項（裁定のための調査等）、第15条（不正利得の徴収）及び第16条（時効）</p> <p>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則第1条、<u>第1条の2</u>、第2条、第3条、第4条、第5条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合）、第6条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合の特例）、第7条（国外犯罪被害弔慰金の支給に係る裁定の申請）、第8条（国外犯罪被害障害見舞金の支給に係る裁定の申請）、第9条（領事官を経由して申請が行われた場合の申請の日）及び第12条（添付書類の省略）</p> <p>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第二項の地域及び者並びに同法第十二条第一項の情報を定める命令第1条（法第9条第2項の地域及び者）</p> <p>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第7条に基づく給付金を定める国家公安委員会告示（平成28年国家公安委員会告示第51号）</p>
審査基準：国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定の基準は、別紙のとおり。
標準処理期間：1年
申請先：高知県公安委員会
問い合わせ先：高知県警察本部警務部県民支援相談課被害者支援室 （電話 088-826-0110）
備考：

法令名：国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律
根拠条項：第11条第1項
処分の概要：国外犯罪被害弔慰金等の支給についての裁定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
<p>法令の定め：</p> <p>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第2条（定義）、第3条（国外犯罪被害弔慰金等の支給）、第4条（国外犯罪被害弔慰金等の種類等）、第5条（遺族の範囲及び順位）、第6条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる場合）、第7条（支給の制限）、第8条（国外犯罪被害弔慰金等の額）、第9条（裁定の申請）、第11条第2項及び第3項（裁定等）、第13条第1項及び第3項（裁定のための調査等）、第15条（不正利得の徴収）及び第16条（時効）</p> <p>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則第1条、第2条、第3条、第4条、第5条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合）、第6条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合の特例）、第7条（国外犯罪被害弔慰金の支給に係る裁定の申請）、第8条（国外犯罪被害障害見舞金の支給に係る裁定の申請）、第9条（領事官を経由して申請が行われた場合の申請の日）及び第12条（添付書類の省略）</p> <p>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第二項の地域及び者並びに同法第十二条第一項の情報を定める命令第1条（法第9条第2項の地域及び者）</p> <p>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第7条に基づく給付金を定める国家公安委員会告示（平成28年国家公安委員会告示第51号）</p>
審査基準：国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定の基準は、別紙のとおり。
標準処理期間：1年
申請先：高知県公安委員会
問い合わせ先：高知県警察本部警務部県民支援相談課被害者支援室 （電話088-826-0110）
備考：

別紙

第1 弔慰金の支給を受けることができる者

1 弔慰金について

- (1) (略)
- (2) 被害者の収入による生計維持

法第5条第1項第2号の「国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた」には、専ら又は主として被害者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、被害者の収入によって生計の一部を維持していた場合も含まれる。

したがって、被害者と遺族が同居し、ともに収入を得ていた場合には、相互に生計依存関係がない場合を除いては、当該遺族は、被害者の収入によって生計を維持していた者に当たることとなる。

なお、被害者の収入には、勤労に基づく収入のほか、金利、家賃、地代、年金等の収入も含まれる。

- (3) (略)

2 見舞金について

- (1)・(2) (略)
- (3) 障害の程度及び認定基準

法の別表に掲げる障害の程度は、労働者災害補償保険制度及びこれに準拠する公務員災害補償制度における障害等級表に定める障害（第一級のもの）と同様であり、その認定の基準も、これらの制度における障害の認定の基準と同程度である。

第2 申請

1 (略)

2 添付書類

- (1)・(2) (略)
- (3) 見舞金について

規則第8条第1号の「医師又は歯科医師の診断書その他の書類」には、
犯罪行為による負傷又は疾病の症状が固定したこと
負傷又は疾病の症状が固定した日
負傷又は疾病の症状が固定したときにおける精神の障害の状態又は身体の障害の部位及び状態（これらの障害により常に介護を要する状態にある場合にあっては、その状態を含む。）

が記載されている必要がある。

- (4) (略)

3・4 (略)

第3 裁定

1 不支給事由等について

別紙

第1 弔慰金の支給を受けることができる者

1 弔慰金について

- (1) (略)
- (2) 被害者の収入による生計維持

法第5条第1項第2号の「国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた」には、専ら又は主として被害者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、被害者の収入によって生計の一部を維持していた場合も含まれる。

したがって、被害者と遺族が同居し、ともに収入を得ていた場合には、相互に生計依存関係がない場合を除いては、当該遺族は、被害者の収入によって生計を維持していた者に当たることとなる。

なお、被害者の収入には、勤労に基づく収入のほか、金利、家賃、地代等の収入も含まれる。

- (3) (略)

2 見舞金について

- (1)・(2) (略)

第2 申請

1 (略)

2 添付書類

- (1)・(2) (略)
- (3) 見舞金について

規則第8条第1号の「医師又は歯科医師の診断書その他の書類」には、
犯罪行為による負傷又は疾病の症状が固定したこと
負傷又は疾病の症状が固定した日
負傷又は疾病の症状が固定したときにおける精神の障害の状態又は身体の障害の部位及び状態（これらの障害により常に介護を要する状態にある場合にあってはその状態を含む。）

が記載されている必要がある。

- (4) (略)

3・4 (略)

第3 裁定

1 不支給事由等について

(1) 規則第1条関係

ア 柱書本文について

(7) 「国外犯罪被害者」から「国外犯罪被害障害見舞金の支給を受けるべき者であって十八歳未満であったもの」を除いているのは、犯罪行為が行われた時において十八歳未満であった者が、被害者として見舞金を受給する立場にある場合には、その者と加害者との間に親族関係があることを理由として不支給としない趣旨である。

また、「国外犯罪被害者」から「十八歳未満であった第一順位遺族（第一順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。以下同じ。）を監護していた者」を除いているのは、犯罪行為が行われた時において第一順位遺族（第一順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。以下第3において同じ。）が十八歳未満であった場合、その者が被害者に監護されていたときには、被害者と加害者の間に親族関係があることを理由として不支給としない趣旨である。

本条の「監護していた」とは、監督し、保護していたことをいい（民法（明治29年法律第89号）第820条参照）その収入によって生計を維持させていたことは必ずしも要しない。監護する者の例としては、同居して子の寝食の世話をし、指導・監督している親のほか、子を引き取って親代わりとして養育している親族等が挙げられる。

また、「第一順位遺族」について、「十八歳以上であった者（第一順位遺族が二人以上ある場合にあっては、その全てが十八歳以上であったときのいずれかの者）」に限るとしているのは、犯罪行為が行われた時において第一順位遺族が十八歳未満であった場合には、第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由として不支給としない趣旨である。

(1) 「婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合」とは、犯罪行為が行われた時において、既に婚姻関係や養子縁組関係が破綻していたと認められる事情がある場合をいい、例えば、次のような場合をいう。

夫婦間において婚姻関係が事実上解消していた（離婚の意思があり、実質的には離婚の実態がありながら、形式的に離婚の届出を行っていなかった）と認められる事情がある場合

夫婦間において離婚調停中であるなど、婚姻を解消しようとして具体的な行動がとられていた場合（この間、夫婦関係を継続していたと認められる事情がある場合を除く。）

被害者である妻が加害者である夫からの暴力によって生命又は身体に重大な危険を及ぼされ、それから逃れるため別居していた場合

被害者である妻が加害者である夫と同居していたものの、夫からの暴力の継続等により両者が支配・隷属関係にあったと認められる事情がある場合

(1) 規則第1条関係

加害者である夫が苦境にある家庭を顧みず、被害者である妻に対し、理不尽な金銭的要求や重大な侮辱等を繰り返すなど、婚姻関係を継続し難い重大な事由が認められる場合

養子縁組関係が事実上解消していたと認められる事情がある場合

(ウ) 「これと同視することが相当と認められる事情がある場合」とは、犯罪行為が行われた時において、既に、婚姻関係や養子縁組関係が破綻していたと認められる事情がある場合と同一視できるような、親族としての関係が絶たれていたと認められる事情がある場合をいい、例えば、次のような場合をいう。

被害者である親が加害者である子の暴力から逃れるため別居し、居所を知られないよう住民票の閲覧制限を行っていた場合

(エ) 「加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該国外犯罪被害者に対して当該国外犯罪行為を行ったと認められる場合」とは、例えば、友人を殺害しようとしたところ、誤って父を殺害した場合など、加害者の人違いにより親族が犯罪被害に遭った場合、又はいわゆる通り魔殺傷事件や無差別殺傷事件等、加害者が特段加害の相手を特定しないで行った犯罪行為による被害者の中にたまたま親族が含まれていた場合をいう。なお、加害者が加害の相手の中に親族が含まれていることを認識して犯罪行為を行ったと認められる場合は、これに当たらないものとする。

イ 柱書ただし書について

加害者が心神喪失の状態で行った場合には、被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由として不支給としない。

ウ 第1号について

「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合」とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦と認められないが、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係をいうものであり、その事実を成立させようとする当事者間の合意と事実関係の存在とが必要になる。

したがって、婚姻の意思もなく単に同棲していた場合等は、これに当たらない。

また、当事者間の合意と事実関係の存在の要件があったとしても、民法の近親婚の制限（同法第734条）等に該当するものについては、通常「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」とすることはできない。

エ 第2号について

「縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合」とは、縁組の届出をしていないが、縁組が成立するために必要な民法上の実質的要件を備え、かつ、両者の間に互助又は扶養の関係が認められる場合をいう。

(2) 規則第1条の2関係

ア 第1号について

「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合」とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦と認められないが、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係をいうものであり、その事実を成立させようとする当事者間の合意と事実関係の存在とが必要になる。

したがって、婚姻の意思もなく単に同棲していた場合等は、これに当たらない。

また、当事者間の合意と事実関係の存在の要件があったとしても、民法（明治29年法律第89号）の近親婚の制限（同法第734条）等に該当するものについては、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」とすることはできない。

イ 第2号について

「縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合」とは、縁組の届出をしていないが、縁組が成立するために必要な民法上の実質的要件を備え、かつ、両者の間に互助又は扶養の関係が認められる場合をいう。

ア 規則第1条の2は、仮に弔慰金等を支給した場合に、それが結果として直接又は間接の形で加害者に財産上の利益をもたらすおそれがある場合には、弔慰金等を支給しないものとする趣旨であり、例えば、被害者又は第一順位遺族が加害者と事件後も同居を継続している場合や、同居を継続する意思を有する場合などがこれに当たる。

イ 「親族関係があった場合」とは、規則第1条各号に掲げる夫婦及び直系血族に該当する関係があった場合に限られず、広く民法第725条に規定する親族に該当する関係があった場合をいう。

ウ 加害者が心神喪失の状態で行った場合には、規則第1条の2の規定による不支給としない。

(3) (略)

(4) 規則第3条関係

ア 第1号について

「教唆」又は「幫助」は、刑法（明治40年法律第45号）第61条の教唆又は第62条の幫助と同義である。本号は、被害者又は第一順位遺族の積極的な行為を伴うものである。

イ・ウ (略)

(5)～(7) (略)

2 支給の制限

申請者が、法第7条に基づく給付金を定める国家公安委員会告示（平成28年国家公安委員会告示第51号）に規定する給付金の支給を受けているときは、その金額の多寡を問わず弔慰金等は支給することができない。

第5 経過措置

平成30年4月1日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害については、第1から第4までにかかわらず、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第7号）附則第2項に規定する経過措置の適用を受ける。

(2) (略)

(3) 規則第3条関係

ア 第1号について

「教唆」又は「幫助」は、刑法（明治40年法律第45号）第61条の教唆又は第62条の幫助と同義である。本号は、被害者又は第一順位遺族（第一順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。以下同じ。）の積極的な行為を伴うものである。

イ・ウ (略)

(4)～(6) (略)

2 支給の制限

申請者が、法第7条に基づく給付金を定める国家公安委員会告示（平成28年国家公安委員会告示第51号）に規定する給付金の支給を受けているときは、その金額の多寡を問わず弔慰金等は支給することができない。